

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画
総合的な評価（4年間）

■第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策体系

基本 目標	基本方針	基本施策	施策	
住民が主体的に取り組み地域づくり	(1) 地域での 支え合い	①つながりの再構築 ～ニーズ・課題の把握～	①-1 見守り活動の充実	
			①-2 居場所・交流づくりの推進	
		②住民同士の 支え合い活動	②-1 支え合いサービスの推進	
			②-2 地域における移動支援活動	
			②-3 地域防災力の強化	
			②-4 地域防犯体制の充実	
		(2) 協働で すすめる 地域福祉	①協働をすすめる 体制づくり	①-1 地域福祉を推進する住民主体の組織づくり
				①-2 協働を推進する活動拠点づくり
	①-3 協働で推進する支え合いの体制づくり			
	①-4 地域福祉活動の資金づくり			
	(3) 住民参加 の促進	①自らが担う意識の醸成	①-1 生涯を通じた福祉への学び	
			①-2 人権意識の醸成	
			①-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	
		②地域福祉活動 ・ボランティア活動の推進	②-1 地域福祉活動・ボランティア活動への参加促進	
②-2 事業所等における地域貢献事業の推進				
総合的な ・相談 支援体制づくり			(4) 相談支援 体制の推進	①総合相談機能の充実
	①-2 子ども・子育て、高齢者、 障がい者分野の相談機能の強化			
	①-3 生活困窮者分野の相談機能の強化			
	①-4 権利擁護機能の強化			
	②支援ネットワークの 構築と連携の推進	②-1 支援ネットワークの構築		
		②-2 支援のための調整会議の設置		

■計画期間中（平成30年度～令和4年度）の社会的な変動

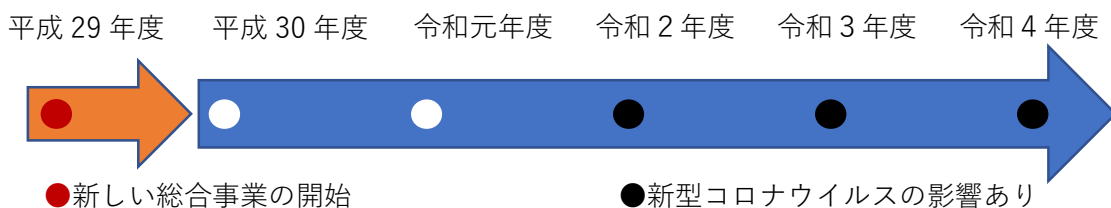
第3期計画の計画期間中（平成30年度～令和4年度）も、南丹市における人口減少、少子高齢化は歯止めがかからず、単身世帯や高齢者世帯、ひとり親世帯など困難を抱えやすい世帯が増え続けています。地域での支え合いがますます重要になっている反面、地域の担い手不足がより深刻になっています。

さらに、令和2年からは、新型コロナウイルスが全世界で爆発的に蔓延し、感染拡大防止のため人と人との接触を制限する対策がとられ、身体面、精神面、経済面など様々な面で人々の暮らしに影を落としています。また、地域福祉活動についても、あらゆる社会活動が制限される中で大きな影響を受けることになりました。

一方、制度面の変化では、介護保険制度において、高齢者が安心して地域で暮らし続けることができるように地域で支える介護予防の取り組みとして「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「新しい総合事業」）が導入され、南丹市では平成29年度から新しい総合事業を実施しています。各地域のたすけあい会議や地域福祉推進組織などで地域ニーズの調査、対策の検討がされる中で、訪問型サービスD事業や生活支援サービスの立ち上げにつながっています。

■計画の評価

令和4年度が本計画の最終年度となりますが、次期計画の策定年度でもあることから、その土台とするため、令和3年度までの4年間について、評価指標による評価に加え、施策ごとの総合評価を行いました。



基本方針（1） 地域での支え合い

複雑且つ多様化する地域課題を解決するため、移動支援や生活支援について、複数の地域・組織により活動が開始されており、計画期間当初から令和4年3月末までに、移動支援活動団体が16団体、生活支援活動団体が3団体、また、ミニデイ終了に伴う新たな通いの場として11団体が誕生しました。

また、市内の一般企業や事業所においても地域貢献活動やCSR*活動に対する意識が浸透してきており、カフェに居場所機能を備えたり、地域サロンへの送迎支援の取組が行われたりするなど、支え合い活動は、様々な主体により地域全体に広がってきています。

令和2年以降は、感染症の拡大防止のため、人との接触を制限した「新しい生活様式」が提唱され、“ふれあい”を創出してきた多くの地域福祉活動が行えない状況が続きました。そこで、活動の灯を消さないために、コロナ禍での活動の進め方ヒント集『それぞれの一歩』の発行や、サロン特例助成を行うことで活動継続を支援したほか、ITを駆使した新たなツールの活用が進展しました。コロナ禍で生まれた様々な工夫は、今後の活動の幅を広げるツールとなると期待しています。

地域防災の取り組みでは、地域や学校で、多くの防災学習や防災意識を高める活動が進められましたが、災害の経験を踏まえて防災体制を強化している地域がある一方で、防災意識は地域差が大きくあります。この状況には、先進事例の紹介などを通し学び合う機会をつくるのが有効であると考えます。また、市が整備している災害時要配慮者支援台帳を地域防災力の強化に有効活用していくことが必要です。

地域には、福祉に関わる人材・資源が多く存在しますが、社会福祉法人懇談会や民生委員と福祉事業所の懇談会を開催するなど、互いの連携が深まるような取組に努めました。特に、地域の身近な見守り・相談役という重要な役割がある民生児童委員とふれあい委員については、情報交換の場を設け、連携強化を進めていますが、連携の強度は地域によってばらつきがあるのが現状です。地域の特性に合わせた柔軟な連携強化が求められます。

※CSRとは…企業が持つ社会的責任のこと。従業員や消費者、環境などへの配慮から社会貢献まで、幅広い意味で使われる言葉。

成果

- ◆各種団体の誕生
- ◆市内の一般企業や事業所における地域貢献活動やCSR活動に対する意識の浸透
- ◆アフターコロナ時代にもつながる新たな地域活動様式の創出

課題

- ◆民生委員児童委員とふれあい委員の連携強化
- ◆市内全域における地域防災意識の向上
- ◆有効な災害時要配慮者支援台帳の活用
- ◆自殺を防ぐ環境・体制づくり（みんながゲートキーパー）

基本方針（２） 協働ですすめる地域福祉

旧小学校区域など 10 の地区圏域の地域福祉推進組織が、モデル地区の推進事業やモデル地区指定後の継続発展事業により活動を実施され、その中で、課題把握や課題への取組についての協議が進められたことにより、新たに 4 つの地区で地区福祉活動計画が策定されました。令和 3 年度末現在、合計 5 地区において福祉活動計画に基づく取組が進められています。このような活動をさらに他の地域にも広げるため、地域福祉推進組織間の交流の場づくりや、リーダー人材育成に取り組むことが必要です。

また、地域福祉推進組織が取り組む地域福祉・生活支援活動の拠点として、令和 4 年 3 月末現在、指定管理施設などを中心に 9 か所が整備・活用されています。今後は、公共施設だけでなく、空き家や事業所の地域交流スペースなども視野に入れながら検討する必要があります。

平成 30 年には、町圏域ごとに「地域たすけあい会議」が発足し、勉強会や事例紹介、地域のニーズの共有等を重ねる中、「移動支援」「生活支援」「地域全体の通いの場づくり」等の検討が進められ、町圏域や地区圏域における住民同士の支え合いサービスの創出につなげることができました。

また、社会福祉協議会の「地域別懇談会」において検討された企画が住民主体の取組に発展したり、防災をテーマにした懇談をきっかけに区が防災訓練を計画したりするなど、地域住民による協働活動が進んでいます。

地域福祉活動の資金づくりにおいては、共同募金の有効活用に取り組んでいますが、地域福祉推進団体等の活動を継続・発展していくためには、活動資金の担保が必要です。各種補助金・助成金により地域福祉推進組織等の立ち上げ支援を行なうとともに、資金の活用事例紹介や資金づくりに関する学習会など活動を継続させるための支援が必要です。

成果

- ◆新たな地域福祉推進組織：10 団体
- ◆地区福祉活動計画の策定：新たに 4 つの地区で策定
- ◆地域福祉・生活支援活動の拠点の整備：指定管理施設などを中心に 9 か所
- ◆各圏域における住民同士の支え合いサービスの創出
- ◆地域住民による協働活動の促進（例）懇談をきっかけに区が防災訓練を計画

課題

- ◆リーダー人材の育成
- ◆活動を継続するための資金の確保
- ◆コミュニティビジネスの立ち上げ支援

基本方針（3） 住民参加の促進

社会福祉協議会において作成した『福祉教育プログラム集』を活用し、学校からの依頼を受け市内の小・中・高校生への福祉教育を実施し、福祉体験やボランティア体験会を通じて、福祉やボランティア活動への興味関心を高める機会を増やすことに力を入れて取り組みました。市民に対する福祉・人権学習の機会も様々な形で実施されました。また、新型コロナウイルスによる差別や誹謗中傷をなくす「シトラスリボンプロジェクト」への参加など啓発にも取り組みました。

情報発信において、公的な情報については、必要な方に情報が届くよう音訳、点字、外国語翻訳、文字放送など様々なツールを活用した広報活動に努めましたが、今後、公的な情報以外においてもユニバーサルデザインに基づいた情報発信に取り組む必要があります。

住民参加促進の観点では、ボランティア交流会の開催や、ボランティアグループの活動を紹介する動画作成などにより活動をPRし、参加促進を図りました。コロナ禍において様々な活動が困難な状況になる中、地域活動の進め方ヒント集『それぞれの一步』を作成し、活動者の悩みに寄り添った支援に努めました。また、高齢者等の健康維持や孤立感の解消などを目的に取り組んだ「みんなで一步プロジェクト」では、地元の企業や商店、専門学校の学生など、様々な関係者に参加・協力していただくことで、新たなつながりもできたとえ、地域の様々な主体が協力し合って課題に取り組む意識の醸成につながりました。

また、事業所等における地域貢献事業の推進を図るために、情報交換・意見交換の場を設け、南丹市内のすべての社会福祉法人の参加を得ることができました。

南丹市においては様々な地域福祉活動やボランティア活動、まちづくり活動などの市民活動が活発に行われていますが、それらの活動があまり市民に知られていない状況です。65歳未満の世代は65歳以上の世代に比べ市民活動への参加が少ない傾向にあり、特に若い世代に参加を促していくために、こうした活動の情報発信や交流・体験の場づくりなど、活動を始めるきっかけとなる取り組みを、さらに充実させていくことが必要です。

成果

- ◆市民に対する福祉・人権学習の機会の確保
- ◆感染症流行下における活動者への支援
- ◆地域の様々な主体が協力し合って課題に取り組む意識の醸成
- ◆事業所等における地域貢献事業を推進

課題

- ◆活動の情報発信の充実
- ◆交流・体験の場づくりの充実
- ◆ユニバーサルデザインの理解に向けた福祉教育の実施
- ◆ユニバーサルデザインに基づいた情報発信の充実

基本方針（４） 相談支援体制の推進

個々の抱える問題が多様化・複雑化するなかで、「どこに相談すればよいかわからない」といった相談を受け止めるため、市において、平成31年4月に「福祉相談課」を設置し、各分野の相談機関と連携しながら包括的な相談支援に取り組む体制を整えました。社会福祉協議会においても、平成31年4月の組織改編により相談支援体制の強化を図っており、令和2年から続くコロナ禍において急増する生活困窮者への相談支援に対応しています。

また、判断能力に不安を抱える方を支える仕組みである権利擁護の分野では、成年後見制度に関する体制整備を進め、令和2年4月に、福祉相談課内に「南丹市権利擁護・成年後見センター」を設置し、令和4年3月には成年後見制度利用促進の中核機関として位置づけました。

さらに、各分野の相談支援体制についても強化が進められており、特に、子ども・子育て分野では、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から出産、子育てまで、切れ目ない相談・支援体制の充実を図りました。

制度の狭間や複合的な課題に対して各分野が連携し、包括的な支援を行う体制は、さらなる強化が必要ですが、既存の相談窓口や支援の内容等については、認知度が低い現状にあります。市民や関係機関への周知と併せ、必要な方が支援につながるよう、引き続き広報活動を行います。また、自ら助けを求めにくい方へ向けたアウトリーチの強化も進めなければなりません。

成果

- ◆多様且つ複雑な相談を受け止める体制を整備
- ◆成年後見制度に関する体制の整備
- ◆妊娠期から出産、子育てまで、切れ目ない相談・支援体制の充実

課題

- ◆各分野間の連携強化と包括的な支援体制の強化
- ◆相談窓口や支援内容についての広報の強化
- ◆自ら助けを求めにくい方へ向けたアウトリーチ※の強化

※アウトリーチとは…働きかけること。「手を伸ばす」という意味の英語から派生した言葉で、福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて、情報や支援を届けるプロセス」のことをいう。

資料

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画 評価基準

点数	達成度	評価基準
5	100%	完了(目標達成)
4	75%	順調に進んでいる
3	50%	概ね順調だが、不十分な点もある
2	25%	不十分な点が多い
1	0%	改善が必要

※点数は0.5点刻みでも可。

例:完全に順調とも言えないが、不十分な点は改善しつつあるとして、達成度を65%と評価し、点数を3.5点とする。

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(1)	地域での支え合い

施策	4年間の総合評価(事務局)	総合判定(4年間)
①-1 見守り活動の充実	<p>感染症の流行が長く続かなかで、「今できる活動」を模索しながら活動を続け、民生児童委員とふれあい委員の連携を強化することで、見守り活動を継続して行うことができた。</p> <p>また、ふれあいきいきサロンによる見守り機能を維持するため、特例助成事業を実施することで活動の支援を行うとともに、感染症流行下においてもつながり続けられるよう、通常のサロンのほか、手紙や弁当の作成・配布を実施された。</p> <p>加えて、高齢者の安全を確保するサービスが開始され、ツールの充実を実現することができたとともに、見守り協定等についても、継続した実施ができています。</p> <p>そのほか、認知症サポーター養成講座を受講した地域住民により、認知症高齢者の事故防止・早期保護につながるなど、住民による見守りも強化されている。</p> <p>しかし、感染症流行下においては、見守り活動をストップせざるを得ない状況になることもあり、どう乗り越えていくのか、引き続き検討が必要である。</p> <p>また、ゲートキーパーとの連携等、自殺対策に十分取り組めていない。</p>	3.5
①-2 居場所・交流づくりの推進	<p>高齢者、障がい者、子育ての各分野の居場所づくりに継続的に取り組んだとともに、NPO法人・社会福祉法人・地域の専門職などによる認知症カフェの開催のほか、一般企業においても、地域の居場所機能を持つカフェやレストランがオープンし、加えて、地域においても世代間交流や地域のつながりづくりを意識した事業・イベントが開催されるなど、新たな居場所づくりが進んでいる。</p> <p>特に、子育て分野の新たな居場所づくりを実現することができたとともに、高齢者分野についても、生きがい活動支援通所事業終了後、地域住民主体の通いの場が新設された。</p> <p>感染症流行下においては、サロン開催に対する不安を軽減するため、冊子『それぞれの一步』を作成し、集まるのが難しい状況の中でもつながりを切らさないような取り組み方について、提案を行った。</p> <p>しかし、依然再開にふみ切ることが難しいサロンなどに対しては、具体的な方法を話し合いながら進めることも必要である。</p> <p>加えて、サロンや居場所で把握された問題に対応する仕組みの検討については、情報の共有ができる機会があるかどうかによるところが大きい。(サロン閉会后にふりかえりを行うなど)</p>	4.5
②-1 支え合いサービスの推進	<p>地域としては、令和3年度より開始された「訪問型サービスD事業」において、以前から行われていた地域住民主体による移動支援活動が、より活発になった。</p> <p>また、行政においては、市民団体やNPO法人、行政区等が取り組む活動に対し資金面等から支援を行い、感染症の流行により応募は減少したものの、市民が公益的な課題解決に向けて主体的に実施する取組支援することができた。</p> <p>しかし、一方で、住民参加型の支え合いサービスの開発が十分にできていない点や、コミュニティビジネス等に関する調査・研究、情報収集・提供が不十分な点に課題が残る。</p>	4
②-2 地域における移動支援活動	<p>公共交通とそれ以外の公的な支援については、継続して行われており、加えて、訪問型サービスD事業を活用した住民主体の移動支援活動や、ボランティアや社会福祉法人の地域貢献活動としての移動支援活動が行われた。</p> <p>そのほか、公共交通機関(バス)に乗ったことがない高齢者のため、イベントを通じて公共交通機関を適切に利用できるように支援も行われている。</p> <p>しかし、外出支援の利用者が増加傾向にあるということは、必要とする方が増えているということでもあり、今後もさらに増加することを考える必要がある。</p>	4
②-3 地域防災力の強化	<p>社協において、防災講座や災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施、子育てサロンに対する防災学習の実施など、地域住民の防災に対する意識向上に努めているが、地域においても、有事の際に地域住民の命を守るため、独自の台帳づくりや啓発・体験イベントに取り組まれている。</p> <p>しかし、要配慮者支援台帳を災害時にどのように活用するのかの想定や、そのための訓練が実施されておらず、有事の活用に課題があると同時に、行政においては、ハード面の整備が進んでいる一方で、ソフト面の強化が追い付いておらず、教育、訓練、避難所等、取り組むべき課題には着手されているものの、個々の取り組みの連携がバラバラになっており、課題が多く残っている。</p> <p>また、被災者の多様なニーズに対応するための、行政や各種団体等との災害支援ネットワークづくりについても、不十分な点がある。</p>	3.5
②-4 体制の充実 地域防犯	<p>行政において、予算の範囲内で着実に取り組んでいるとともに、地域においても、悪質商法などの被害にあうリスクが比較的高い、独居・高齢者世帯については、コミュニティカフェなどで早期発見し駐在所につなぐなど、地域全体で見守りサポートができています。</p> <p>また、『あんしんあんぜん情報』に、防犯上の注意点を掲載し、見守り訪問時やサロンの場などで注意し合う機会もつくられている。</p>	4

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(2)	協働ですすめる地域福祉

施策	4年間の総合評価(事務局)	総合判定 (4年間)
① 1 住民主体の組織づくり 地域福祉を推進する	<p>旧小学校区域など、10の地区圏域の地域福祉推進組織が、モデル地区の推進事業やモデル地区指定後の継続発展事業により活動を実施され、その中で、課題把握や課題への取組についての協議が進められたことにより、新たに3つの地区で地区福祉活動計画が策定された。令和3年度末現在、合計4つの地区において計画による取組が進められている。</p> <p>また、この取組の中で、参加協力する人の輪が広がった。</p> <p>しかし、一方で、地域福祉推進組織同士の交流の場づくりや、リーダー人材育成の取組が十分にできていない点が、課題である。</p>	4
① 2 活動の拠点づくり 協働を推進する	<p>令和2年度末時点で、地域福祉・生活支援拠点整備の評価指標の考え方について再確認を行ったことにより、第3期計画の目標数を上回ることができ、令和4年1月時点で拠点が9つとなった(前述の拠点は除き、1組織に1拠点としてカウント)。</p> <p>ただし、拠点施設は組織が所有・管理するものではなく、指定管理や借用により使用している団体が多く、地区の拠点において複数の活動が展開されている状況である。</p> <p>旧小学校施設や公共施設がない(または少ない)場合、「居場所も兼ねて作戦会議ができる身近な場所」という視点から、地域と一緒に検討していく必要がある。</p> <p>今後は、必要とされる活動内容の実施にかなう場所を、公共施設だけでなく、空き家や事業所の地域交流スペースなども視野に入れながら、地域住民とともに検討する。</p> <p>また、地域福祉・生活支援拠点の評価指標の考え方を再確認し、推進委員会と地域組織とで共有する。</p>	4
① 3 支え合いの体制づくり 協働で推進する	<p>地域別懇談会において企画書を作成したことで、住民主体の取り組みに発展したり、防災をテーマに開催した地域別懇談会をきっかけに、区が訓練を計画したりするなど、地域住民による体制づくりが進んでいる。</p> <p>また、平成30年に町圏域ごとに発足した「たすけあい会議」において、勉強会や事例紹介、地域のニーズの共有等を重ね、「ゴミ出し支援活動」や「ちよいと支援」、「地域主体の通いの場」などの検討を行い、町圏域や地区圏域における住民同士の支え合いサービスの創出につなげた。</p> <p>一方で、地域ニーズにより支え合い活動の必要性を検討しているものの、担い手や資金面などの課題により、活動の開始までに時間を要している地域もある。</p>	4
① 4 資金づくり 地域福祉活動	<p>市および社協において、地域福祉活動に対する資金面での支援を行った。特に、南丹市共同募金委員会では、既にある助成事業に加え、「子ども・子育て応援助成事業」を開始した。</p> <p>一方で、コミュニティビジネスの立ち上げ支援は取り組めていない点で課題が残る。</p> <p>また、社協会費や共同募金の活用内容について、区や自治会から、より一層理解が得られるよう、伝え方を工夫する必要がある。</p>	4

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(3)	住民参加の促進

施策	4年間の総合評価(事務局)	総合判定 (4年間)
じ① 1 福祉 への 学び を通	<p>保育所、幼稚園、小中学校などが共に協議することで、方向性を共有しながら事業を推進することができた。</p> <p>また、市民を対象にした福祉教育の推進について、地域の課題や取組のテーマに応じ、地区ごとに研修会や学習会を実施することができている。</p>	4
① 2 の 醸成 人権 意識	<p>感染症に関する差別も含め、必要な人権教育が確実に実行されており、学校からの福祉教育に対する依頼数が増えているなかで、当事者からの話を聞く場をもつなど、子どもたちが「自分たちには何ができるのか？」と考えを深める機会をつくることができた。</p> <p>また、ボランティア活動への興味関心が増えたことで、ボランティア体験につながった。</p>	4
デ① 3 ザ イン の 推 進 の ま ち づ く サ ル	<p>広報については、音訳ボランティアによる広報誌の音訳などによって必要な方に届けられており、行政においても、外国語や点字の表記が出来ていないなど、改善目標を立てて確実に実施できている。</p> <p>また、手話サークルの活動により、住民同士の理解が進められている。</p> <p>そのほか、社協が発行する福祉教育プログラム集において、ユニバーサルデザインが学べるプログラムを掲載することで教育の機会を提供し、主に小中学校において活用されている。</p> <p>ただし、全市的に見ると、ユニバーサルデザインに基づいた事業・広報活動は、まだまだ広がり余地がある。</p>	4
② 1 地 域 福 祉 活 動 へ の 参 加 促 進 ボ ラ ン テ ィ ア 活	<p>広報誌、ホームページ、活動紹介映像の作成などにより、市内で取り組まれている活動を積極的に情報発信するとともに、「ボランティア交流会」や「地域福祉活動実践交流会」を開催し、活動者同士の交流を深め、新たなメンバーの参加促進を図った。加えて、ボランティア体験会や各種講座を開催し、ボランティア活動などへの関心が高まるよう取り組んだ。</p> <p>感染症流行下においては、地域活動の進め方ヒント集として、冊子『それぞれの一歩』を作成し、広く活動者に配布することで、新たな活動の支援を行った。</p> <p>令和2年に立ち上げた「みんなで一歩プロジェクト」では、感染症の流行により活動の機会や行動範囲が減少した高齢者などの生活意欲の向上、孤立感の解消、健康維持などを目的に、『健康すごろく』を作成したことに加え、作成にあたり地元の企業や商店、専門学校など様々な関係者に参加・協力していただくことで、つながりを感じられる事業にすることができた。</p> <p>しかし、感染症の影響が長引いていることから、活動の停滞が懸念される。今後の社会状況をみながら、活動の再スタートをどうサポートしていくかが課題である。</p>	3.5
け② 2 地 域 貢 献 事 業 等 に 推 お	<p>南丹市内にある、12の社会福祉法人による合同の懇談会を開催し、法人間の情報交換、意見交換を行うことができ、法人間で協働し、近隣地域の環境美化作業を行う取組が始まった。</p> <p>また、地域活動の送迎支援のために、法人が所有する公用車を貸し出す動きが広がっている。</p> <p>しかし、各法人とも人材確保が困難な中、地域貢献事業を積極的に取り組む体制がなかなかつくれることが課題となっている。</p>	4

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)

基本目標2	総合的な相談・支援体制づくり
基本方針(4)	相談支援体制の推進

施策	4年間の総合評価(事務局)	総合判定 (4年間)
① 1 相談窓口の 設置 総合	平成31年に設置された「福祉相談課」において、「どこに相談してよいかわからない」といった相談を受け止める体制を整えたとともに、多くの方が困難に直面する状況となった感染症流行下において、各分野の窓口と連携しながら、生活困窮や世帯内の複合的な問題など、多くの相談に対応することができた。	4
① 1 高齢者・子育て 機能分野の 強相 化	各分野の相談機能が整えられ、充実してきているが、事業の周知の面で課題が残る。	4
① 3 分野の相談 生活困窮 機能	行政として必要な支援が行えるように着実に取組が進められており、社協においても、職員体制の強化によって生活困窮者の支援において複数対応がとれるようになったことに加え、各種支援を開発・拡充したことで、迅速な支援ができるようになってきている。 一方で、支援が必要な方に確実に情報が届くよう、相談窓口のさらなる周知が必要であるとともに、就労準備支援や居住支援の強化など、支援策の充実が求められる。	4
① 4 権利擁護 機能 強化	行政において、成年後見制度に関する体制整備が進み、センターの立ち上げから、関係機関との連携が進んだ。また、社協として、法人後見の受任体制が整備された。 そのほか、「福祉サービス利用援助事業」において、認知症や知的障害・精神障害などの理由から、一人で判断したり契約したりすることに不安のある方を支援している。 しかしながら、各種制度の利用を必要とされる方への周知が不十分であるとともに、権利擁護に関するネットワークの構築において課題が残る。	4
② 1 ネットワー ク 支 援	多様化・複雑化する相談に対応する支援ネットワークの構築や、支援のための調整会議、情報共有のしくみづくりが十分に行えておらず、問題解決プロジェクトの運用も行えていない。	3.5
② 2 調整 支 援		

第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価指標の達成状況（令和3年度）

評価指標	現状値 (計画策定時点)	1年目 (H30.12.31時点)	2年目 (R2.3.31時点)	3年目 (R2.12.31時点)	4年目 (R4.3.31時点)	目標 (R4年度末時点)
地域福祉推進組織	6	8	8	9	10	14
	(うち、計画策定済)	(1)	(1)	(2)	(2)	(5)
	(うち、計画未策定)	(5)	(7)	(6)	(7)	(9)
地域福祉、生活支援拠点の整備数	0	0	7	7	9	4
総合相談窓口の設置	未設置	未設置 (H31.4.1 設置予定)	R元年4月1日 設置	R元年4月1日 設置	R元年4月1日 設置	2020 (R2) 年度 設置

※「地域福祉、生活支援拠点整備数」の考え方

- ・ 中心的な組織があり、物理的な活動場所があり、定期的な活動に取り組んでいる状態にあること
- ・ 一つの組織で総合的に見て拠点機能を持っていること
- ・ 活動場所が複数あっても、一つの組織で拠点は一つと数える。
- ・ 拠点機能とは、地域福祉計画p68に記載する「地域福祉・生活支援拠点の要素」とする（一部でも可）

地域福祉推進組織の設立と計画の策定状況 (令和3年度)

	団体・組織名称 (地域名)	設立	地区地域福祉計画策定
1	平屋地区地域福祉推進協議会 (美山町平屋地区)	H22年3月	H27年4月 「住み続けたい平屋プラン」 (H27~29年度) H30年4月 「第2期住み続けたい平屋プラン」 (H30~R4年度)
2	知井住みよい安全安心の町づくり委員会 (美山町知井地区)	H23年7月	(未定)
3	大野虹の湖ネットワーク推進協議会 (美山町大野地区)	H23年9月	(未定)
4	川辺活性協議会 (園部町川辺地区)	H27年4月 ~H30年3月31日	(未定)
	川辺振興会 (園部町川辺地区)	H30年4月1日	
5	住みよいむらづくり協議会 (日吉町四ツ谷区・佐々江区)	H27年7月4日	H31年3月 「四ツ谷・佐々江地域 わたしたちの未来図」 (H31~R3年度)
6	元気にすごせるまち宮島協議会 (美山町宮島地区)	H30年6月	宮島地区福祉計画 (令和4年度~令和8年度)
7	NPO摩気高山の郷振興会 (園部町摩気地区)	H27年7月31日	摩気地区住民福祉活動計画 (令和3年度~令和7年度)
8	住み続けられる町づくり推進会議 (美山町鶴ヶ岡地区)	H22年7月	鶴ヶ岡地域福祉計画 (令和2年度~令和10年度)
9	災害時避難者支援マップ作成会事務局 (八木町南地区)	R元年	R5年3月予定
10	特定非営利活動法人 桐ノ庄郷振興会 (園部町元桐地区)	R3年3月	R5年10月予定